3　法第八十四条の四第一項に規定する政令で定める建物は、次の各号のいずれかに該当する建物とする。

一　法第八十四条の四第一項の規定の適用に係る自然災害に際し、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）が適用された市町村（特別区を含む。）の区域内に所在する建物

二　個人が新築又は取得をした住宅用の建物（前号に掲げるものを除く。）として財務省令で定めるもの

三　滅失建物等に代わるものとして新築又は取得をした建物（前二号に掲げるものを除く。）であることにつき、財務省令で定めるところにより証明を受けたもの

（自然災害の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税）

第四十四条の三　法第八十四条の五第一項に規定する政令で定める面積は、同項の滅失建物等の床面積の合計（当該滅失建物等が建物の区分所有等に関する法律第一条の規定に該当する建物である場合には、同項の被災者等の専有部分（同法第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下この条において同じ。）の床面積（当該専有部分の属する建物に同法第二条第四項に規定する共用部分がある場合には、これを共用すべき同条第二項に規定する区分所有者のそれぞれの専有部分の床面積の割合により当該共用部分の床面積を按分して計算した面積を含む。）に六（前条第三項第一号の建物（個人が新築又は取得をした住宅用の建物に限る。）又は同項第二号の建物にあつては、二）を乗じて計算した面積と当該滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積とのいずれか大きい面積とする。

第四十五条の二第一項、第二項及び第四項中「第八十七条の七第一項」を「第八十七条の五第一項」に改める。

第四十五条の三第一項中「第八十七条の七第二項」を「第八十七条の五第二項」に改める。

第四十五条の四第二項中「いう。次条第三項」の下に「及び第四十六条の三」を加える。

第四十六条の二及び第四十六条の三を削る。

第四十六条の四第三項中「第四十六条第三項」を「前条第三項」に改め、同条を第四十六条の二とする。

第四十六条の二の次に次の二条を加える。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出があつた場合の中間申告に関する特例）

第四十六条の三　消費税法第三十七条第一項又は第五項の規定による届出書（法第八十六条の五第八項又は第十項の規定によるものに限る。）を提出した法第八十六条の五第一項に規定する被災事業者が、その提出前に消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書で同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの（当該届出書の提出により同法第三十七条第一項の規定の適用を受け、又は受けないこととなる課税期間に係るものに限る。）を提出している場合には、当該申告書に係る同法第四十三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「消費税額の」とあるのは、「消費税額（第三十七条第一項又は第五項の規定による届出書（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の五第八項又は第十項の規定によるものに限る。）の提出がなかつたものとして計算した場合の消費税額をいう。）の」とする。

第四十六条の四　削除

第四十六条の五第一項中「第八十六条の六第一項」を「第八十六条の六第一項」に、「第八十六条の四」を「第八十六条の五」に、「前条」を「第四十六条の三」に改め、同条第二項中「第八十六条の四」を「第八十六条の五」に、「前条」を「第四十六条の三」に改める。

第四十六条の六第一項中「第八十七条の五第一項」を「第八十七条の三第一項」に改め、同条第四項中「第八十七条の五第二項」を「第八十七条の三第二項」に改める。

第四十六条の七第一項中「第八十七条の六第一項」を「第八十七条の四第一項」に改め、「製造免許をいう。次条」の下に「、第四十六条の八の二第一項第一号及び第四十六条の八の四第六項第三号」を加え、同条第二項中「第八十七条の六第一項」を「第八十七条の四第一項」に改める。

第四十六条の八第一項中「第八十七条の六第五項」を「第八十七条の四第五項」に改め、「この項」の下に「及び第四十六条の八の四第六項」を、「包括受遺者を含む」の下に「。第四十六条の八の四第六項において同じ」を加え、「起因して」を「基因して」に、「にあつては」を「には」に、「第八十七条の六第一項」を「第八十七条の四第一項」に改め、同条第二項中「第八十七条の六第五項」を「第八十七条の四第五項」に、「同項」を「前項」に改める。

第四十六条の八の二を第四十六条の八の六とし、第四十六条の八の次に次の四条を加える。

（輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等）

第四十六条の八の二　法第八十七条の六第一項に規定する政令で定める酒類は、次に掲げる要件の全てを満たす酒類（以下この条及び次条において「免税酒類」という。）とする。

一　輸出酒類販売場（法第八十七条の六第七項に規定する輸出酒類販売場をいう。次項並びに第四十六条の八の四第五項及び第六項において同じ。）を経営する酒類製造者が製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類であること。

二　当該酒類製造者が製造した酒類であること。

三　法第八十七条の六第一項の販売につき消費税法第八条第一項の規定の適用を受ける酒類であること。

2　法第八十七条の六第一項に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一　法第八十七条の六第一項に規定する非居住者（以下この項、第六項及び次条第一項第二号において「非居住者」という。）が、輸出酒類販売場において免税酒類を購入する場合（次号に掲げる場合を除く。）　その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該免税酒類の引渡しを受ける方法

イ　その所持する旅券等（旅券又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条の二若しくは第十六条から第十八条までに規定する船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書若しくは遭難による上陸許可書をいう。以下この項において同じ。）を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提示し、かつ、これに購入の事実を記載した書類の貼付けを受けるとともに、当該旅券等と当該書類との間に割印を受けること。

ロ　当該免税酒類をその購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提出すること。

ハ　当該免税酒類が国税庁長官が指定する方法によつて包装されていること。

二　非居住者が、輸出酒類販売場において免税酒類を購入する際に、国際第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二十条又は第四十五条第一項の規定による許可を受けて同法第六条第一項第五号に規定する国際貨物運送に係る同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。以下この条及び次条第三号において同じ。）との間において当該免税酒類の輸出に係る運送契約を締結する場合　その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該免税酒類の引渡しを受け、かつ、その場で当該国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）に引き渡す方法

イ　その所持する旅券等を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提示すること。

ロ　当該運送契約に係る財務省令で定める書類を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提出すること。

3　前項第一号ロの規定による書類の提出は、同号ロに規定する輸出する旨を誓約する電磁的記録（法第八十七条の六第二項に規定する電磁的記録をいう。）（当該書類の記載事項を記録したものに限る。）の提供によつてすることができる。